

〔評価結果の公表様式〕

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関情報

評価機関名： 特定非営利活動法人あいち福祉アセスメント (認証番号: 23地福第61-3号)
訪問調査 実施日： 平成24年 1月18日(水)

②事業者情報

名称:(法人名)豊川市 (施設名) 小坂井東保育園	種別:(施設種別)保育所 (基準の種類) 児童福祉施設(保育所版)
代表者氏名:(施設長)山本 孝子	定員(利用人数): 100 名
所在地:〒441-0101 愛知県豊川市宿町光道寺41	TEL 0533-72-4326

③総評

◇特に評価の高い点

豊橋市に隣接し、並行して走る名鉄本線、国道1号線の真ん中付近の住宅地に保育園が位置し、周りには豊川市役所支所、生涯学習センター、児童館、消防署、また、近くに小・中学校もあり身近な公共施設が点在している。平屋造りの40年を超えた歴史ある保育園であり、乳児保育、長時間保育、障がい児保育を実施している。合併をし、2年目を迎え、保育の基礎固めを課題として職員間で共通理解を図り、また、保護者の思いや意見を尊重する話し合い等を通して運営や保育内容が安定し、保護者や地域からの信頼や評価が寄せられるようになった。

園児達は笑顔に満ち伸び伸びと遊び活気ある生活を送っている。言葉づかいや礼儀も正しく、職員の行き届いた配慮が見られ、良質な保育姿勢や保育内容が感じ取れる。園長・主任保育士・保育士・調理員間の連携や協調性も良好であり、組織体制が機能し安定した保育運営がされている。“五感を通した体験を子ども達に伝えたい”とする保育の真念を抛り所に、子どもが自発的に活動できる環境のあり方や身近な社会との関わりがより広がるよう努力をしている。保育環境の工夫、近隣への散歩、運動やリズム表現遊びを活かした保育活動や社会体験活動、また、自由な表現活動等子どもの生活体験を広げる取り組みを行い小坂井東保育園ならではの特色が保育に活かされている。また、統合保育の中で子ども同士の関わりを大切に、遊びや生活の中で十分に自己発揮ができるようにしている。園長・主任保育士が登降園時に玄関に立ち、挨拶を交わしながら保護者とコミュニケーションを図っている。保護者の意見を前向きに受け止め保育に反映する努力をしている。言動共に、保育の質の向上に対する園長の熱意ある姿勢を感じる。

◇改善を求められる点

合併から2年を迎え保育内容や運営も安定し、管理運営や保育内容について総体的に見直しを図る時も予測される。地域や保護者からの信頼性をより高めていくために、さまざまな機会を通して保育との関連性の理解を深めていくことを期待したい。

統合保育をする中で、それぞれの発達や発達課題と保育の内容の妥当性を図ること願いたい。

④第三者評価結果に対する事業者のコメント

個人はもとより、クラス、園全体が現在どのような力を備え、新たに必要とする能力は何かを具体的に認識することができたと思います。また、子どもたちの幸せのために、保育所という限られた中だけでなく、私たちが、何ができるのか広く地域社会に働きかけるとともに、子どもの成長に必要な理解をえられるよう、保育現場からの発信をしていくことが重要であり、求められていると思いました。

今後、質の高い保育を展開するためには、職員全体の資質向上と専門性の向上を一層図っていきたいと考えています。

⑤第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別添)

評価項目(細目)の評価結果(保育所)

※すべての評価細目(82項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。			
I-1-(1)-①	理念が明文化されている。	保 1	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(1)-②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	保 2	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(2) 理念、基本方針が周知されている。			
I-1-(2)-①	理念や基本方針が職員に周知されている。	保 3	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(2)-②	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	保 4	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

豊川市の目指す保育理念を基にした小坂井東保育園の理念を明記している。また、理念から子どもの保育や地域社会に対する保育所の使命、保育の特色等に関する考え方や関連性が示され、理念が示されている他の書面との整合性も図られている。

職員への周知については、理念や基本方針を全職員に配布し、年度当初、会議や研修会の折に周知を図るようにしている。事務室をはじめ玄関、保育室に理念や基本方針を掲示し視覚的な周知効果に取り組んでいる。また、定期的な機会を設け、基本方針に照らし合わせ継続的に検討をし、周知状況を確認している。

保護者に対しては、理念や基本方針を説明した文書を作成し、入園説明会や入園当初に配布し、文書に基づいて説明をしている。来園者にも分かるように、中央通路、事務室、保育室に掲示している。また、保護者が参加する行事の折りに、実際の保育と理念や基本方針を重ね合わせながら話し周知を図るようにしている。地域に向けては、小坂井支所、児童館、生涯学習センターに書面を設置し周知を図る努力をしている。

I-2 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-2-(1)-①	中・長期計画が策定されている。	保 5	Ⓐ ・ b ・ c
I-2-(1)-②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	保 6	Ⓐ ・ b ・ c
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-2-(2)-①	事業計画の策定が組織的に行われている。	保 7	Ⓐ ・ b ・ c
I-2-(2)-②	事業計画が職員に周知されている。	保 8	Ⓐ ・ b ・ c
I-2-(2)-③	事業計画が利用者等に周知されている。	保 9	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

行政として「豊川市総合計画実施計画」に豊川市の保育にかかわる中・長期計画が策定されており、豊川市の基本的計画に沿った経営や保育サービスに関する小坂井東保育園としての計画が策定されている。また、策定目標に基づいて収支の裏付けや達成期間も明示されている。

保育課程を始め保育に関する単年度事業計画は、職員参画の下に会議や指導計画会議等で検討し、合議のうえで計画を策定している。あらかじめ定められた手順や時期に基づいて実施状況の把握や評価を行い、次年度に反映させるようにしている。また、父母の会や保護者の意見も取り入れながら策定し、見直しを図っている。

事業計画の進捗状況の確認をし、継続的な周知を図り、保育との関連性や理解を深め、地域や保護者からの信頼性をより高めていくことを期待したい。

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
I-3-(1)-①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	保 10	a ・ ⑥ ・ c
I-3-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保 11	a ・ ⑥ ・ c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
I-3-(2)-①	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	保 12	⑨ ・ b ・ c
I-3-(2)-②	経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	保 13	⑨ ・ b ・ c

評価機関のコメント

管理者自らの役割と責任を文書化はしていないが、保育園運営概要に明記されている運営機構及び職務分掌や担当者業務報告書に沿って、年度当初や職員会議等で園長の役割を説明し実務にあたっている。組織全体をリードする立場として、職員や保護者に対して自らの役割と責任を明らかにし、リーダーシップを発揮することが職員や保護者から信頼を得るために欠かすことのできない要件と考える。保育の理念や基本方針等のもとより、職務分担に基づいて園長としての役割と責任について文書化し、体系的に表明できるように願いたい。

基本方針に照らし合わせた保育サービスの質に対する課題の把握や改善に向けた取り組みを明らかにした上で、園長自ら課題解決や改善に向けた取り組みをし、管理者としてリーダー性を発揮している。また、職員と定期的、継続的に評価や分析を行っている。

経営や業務の効率化と改善に向けて、人事、労務、財務等の改善に向け努力を重ねている。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
Ⅱ-1-(1)-①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	保 14	a ・ ⑥ ・ c
Ⅱ-1-(1)-②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	保 15	a ・ ⑥ ・ c
Ⅱ-1-(1)-③	外部監査が実施されている。	保 16	a ・ ⑥ ・ c

評価機関のコメント

行政と連携を図りながら、福祉サービス全体に対するニーズや潜在的利用者に関するデータの把握に努めている。また、保育園を取り巻く地域の保育に対する需要動向等大まかなデータを収集しているが、これらの収集動向データが中・長期計画へ反映されていない。

社会福祉事業全体の動向、保育園が位置する地域での福祉や保育に対する需要の動向、子どもの数や世帯構成の変化、福祉サービス全体に対するニーズ、潜在的利用者に関するデータ等は園運営を長期的視野に立って進めていくために欠かすことのできない情報であるので、中・長期計画の中に位置付け反映させていくことを願いたい。

経営上の分析等を行う担当として園長、主任保育士が位置付けられており、経営上の課題を解決していくために会議の場とおして、職員の意見を聞くようにしたり、経営状況等を職員に周知しているが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されていない。継続的に経営状況を分析し改善課題を明確にさせ、事業計画の中に反映していくことを望みたい。

今年度、第三者評価を受審した結果を反映し、福祉サービスの更なる向上に繋げていくことを期待したい。

II-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果	
II-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。			
II-2-(1)-①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	保 17	Ⓐ ・ b ・ c
II-2-(1)-②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	保 18	Ⓐ ・ b ・ c
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	保 19	Ⓐ ・ b ・ c
II-2-(2)-②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	保 20	Ⓐ ・ b ・ c
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
II-2-(3)-①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	保 21	Ⓐ ・ b ・ c
II-2-(3)-②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	保 22	Ⓐ ・ b ・ c
II-2-(3)-③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	保 23	Ⓐ ・ b ・ c
II-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。			
II-2-(4)-①	実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取り組みをしている。	保 24	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

人材の確保・養成は、行政の方針に基づき必要な人材や人員体制が整っている。保育園が目指す保育サービスや、障がい児保育等を実施するための具体的なプランを有し、適切な人材の確保を率先して行っている。

行政の考課基準に基づいた人事考課を導入し、職員に明示している。また、結果をフィードバックし、給与等処遇に反映させ、公正な人事管理システムを実施している。行政の下に、有給休暇、育児・介護休暇、時間外、疾病状況等職員の就業状況を把握し、データ化をしている。職員の希望休暇の確保や主任保育士を窓口にして園長と連携し、個別に職員との面談や相談にも応じるようにしている。

職員の研修体制については行政の研修計画を基に、職員の研修目的に合った研修に参加できるようにしている。また技術水準や専門性の向上に向けた自主的な研修についても情報を収集し、積極的な参加を推進している。また、園独自の個人研修計画評価シートを作成し、保育士の経験や力量を考慮して参加を推進し、保育に反映させるようにしている。

実習生受け入れについては、適正に運用されている。

II-3 安全管理

		第三者評価結果	
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。			
II-3-(1)-①	緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	保 25	Ⓐ ・ b ・ c
II-3-(1)-②	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	保 26	Ⓐ ・ b ・ c
II-3-(1)-③	感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	保 27	Ⓐ ・ b ・ c
II-3-(1)-④	調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	保 28	Ⓐ ・ b ・ c
II-3-(1)-⑤	食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	保 29	Ⓐ ・ b ・ c
II-3-(1)-⑥	事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。	保 30	Ⓐ ・ b ・ c
II-3-(1)-⑦	事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	保 31	a ・ Ⓑ ・ c
II-3-(2)-⑦	不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	保 32	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

緊急時における利用者の安全確保や対応に必要なマニュアルや体制は整備されている。また、子どもの安全確保に関する担当者や担当部署が設置されている。保育に結びついた実践活動や訓練、シミュレーション等が実施され、実施記録を基に評価反省をしつつ、着実に利用者の安全確保をするための取り組みがされている。

緊急時の計画やシミュレーションの実践においては、早・延長時間利用者や送迎が保護者以外の場合にも対応し得るなど、様々な状況や時間帯を想定し実施していくことを願いたい。さらに、緊急時の地域との関係図や連絡網、避難経路図を各保育室に掲示し、緊急時に際して万全に対応できるような備えを望みたい。

安全に関するマニュアルに沿って組織的・継続的に実施し、全職員の参加の下で定期的な検討や見直しを図り、子どもの安全の向上に繋がることを意識化させ、職員全体が向上していけるようにしていくことを期待したい。

II-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-①	利用者地域とのかかわりを大切にしている。	保 33	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(1)-②	保育所が有する機能を地域に還元している。	保 34	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(1)-③	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	保 35	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-①	必要な社会資源を明確にしている。	保 36	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(2)-②	関係機関等との連携が適切に行われている。	保 37	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-①	地域の福祉ニーズを把握している。	保 38	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	保 39	a ・ Ⓑ ・ c

評価機関のコメント

地域との関係については、子どもの保育と地域の関わり方について、子どもの社会体験や地域の中での子育て支援の基本的考えを文書化していないが、実践活動をととして地域の理解や協力を得るために積極的な働きかけを行っている。

地域活動の一環として、地域の老人施設との交流や高齢者との交流、地域の祭事、児童館との交流等地域との関りを大切にしている。また、遊びの場の提供（園庭開放）や育児相談にも応じている。保育体験として近隣の中学生の社会体験を受け入れ、交流の場を設けている。受け入れの際には、担当者が位置付けられ、意義や方針を職員間で理解している。遊びをととして、近隣の保育園や幼稚園との交流を行い地域の多くの子どもとのかかわりを広めるようにしている。また、消防署、駐在所、駅など身近な公共施設での社会体験の場もある。

保育園を中心としたネットワーク体制は整っており、児童相談センター、保健センター、行政等と連携を図り、地域の福祉ニーズを把握している。

育児に関する相談事業や送迎時において保護者等の声を聞いたり相談に応じ迅速に対応しているが、地域とのかかわりを広げるための園からの働きかけや育児相談以外に保育所が独自に行う事業や活動は少ない。収集した地域の福祉ニーズの中から、保育所が独自に行える事業や活動を模索し実施していくことを願いたい。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-①	利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	保 40	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(1)-②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	保 41	a ・ Ⓑ ・ c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。			
Ⅲ-1-(2)-①	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るなど利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組みを行っている。	保 42	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ-1-(3)-①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	保 43	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3)-②	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	保 44	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3)-③	利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	保 45	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

利用者を尊重したサービス提供について、一人ひとりの子どもを尊重した保育の方針が明示された文書の配布や口頭での説明等によって共通理解を図っている。また、各指導計画にも基本的姿勢が反映され、定期的な評価や見直しを行っている。

保育参観、運動会や生活発表会等行事参加の機会を定期的に設け、個人懇談会も実施し利用者の満足度の向上に努めている。登降園時を利用した保護者とのコミュニケーションをととして意向を把握したり、子育てに不安を感じている保護者には積極的に声をかけ、話を聞き相談に応じ、利用者が意見を述べやすい体制や環境を積極的に確保している。また、相談者のプライバシーを配慮し、個室で相談室を受けている。

苦情解決の仕組みが確立され、入園時に保護者に口頭や書面で説明をしている。

利用者のプライバシー保護についてのマニュアルの整備は、充足しているとは言い難いが、プライバシーに関する保育の実態については、会議等で姿勢や意識的な事項等を保育場面に照らし合わせ周知を図っている。

既存のマニュアルの見直しを図り、利用者の尊重を基本とした保育における子どもについてのプライバシー、保護者対応や相談等のコミュニケーションから予測されるプライバシー等を整理し、マニュアルの見直しを図り、職員間で共有し実践の充実化を目指していくことを願いたい。

Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果	
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。			
Ⅲ-2-(1)-①	サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	保 46	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(1)-②	評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善計画を立て実施している。	保 47	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。			
Ⅲ-2-(2)-①	提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	保 48	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(2)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 49	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。			
Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	保 50	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	保 51	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	保 52	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

<p>質の向上に向けた取り組みは組織的に適正に行われている。</p> <p>サービス内容について自己評価を行う体制を整備し、評価内容の妥当性を検証しつつ、結果を分析し、園としての取り組むべき課題を示し、改善計画や改善策を保育に反映していく努力をしている。</p> <p>提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化され、職員会議等によって職員に周知し、それに基づいた個々のサービスが実施され、定期的に行われる保育等の検討会にて見直しや検証を行っている。また、サービス実施記録の適正化については、子ども一人ひとりの発達状況、保育目標、生活状況についての各記録が適切に記載されており、全ての職員に情報の共有化を図り周知している。気づきチェックを作成し、保育観や価値観の共有化を図り、各保育課程の記録内容のばらつきが生じないようにしている。</p> <p>子どもに関する記録の管理について、個人情報保護規定や情報開示規定、文書管理規定に基づいて適切な管理が行われている。また、職員に対し教育や研修を行い、守秘義務の遵守についても周知徹底を図っている。</p>
--

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果	
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。			
Ⅲ-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	保 53	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	保 54	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。			
Ⅲ-3-(2)-①	保育所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	保 55	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

利用希望者に対してサービス選択に必要な基本的な情報の提供については、行政の下にきめ細やかな提供がされている。

利用希望者に対してサービスの選択をするための資料として、ホームページや入園説明会、入園時の書面、園だより等でサービス提供にかかわる情報提供を行っている。また、保育園の見学や体験利用の希望者は、随時受け入れたり電話等での対応もしている。また、サービスの選択に必要な情報を地域の公共施設に設置し、地域への情報提供の場を拡張している。

退園・転園、保育サービスの変更等に関する文書の取り交わしを明確に行い、サービスの継続性に配慮している。保育終了後も相談等に応じるシステムや相談担当者、窓口が設置されていることを保護者に知らせ周知していくことを願いたい。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果	
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。			
Ⅲ-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	保 56	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。			
Ⅲ-4-(2)-①	サービス実施計画を適切に策定している。	保 57	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-4-(2)-②	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 58	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

利用者のアセスメントについては、子どもの身体状況や生活状況を把握し、個別に記録し定期的に見直しをしている。

子ども一人ひとりに着目した保育課程や指導計画策定については、保育指針を基に子どもとその背景にある家庭や地域の実態把握を考慮して策定している。

Ⅲ-5 保育の固有サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-5-(1) 健康管理・食事サービスが適切に行われている。			
Ⅲ-5-(1)-①	登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	保 59	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-②	健康診断・歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	保 60	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-③	食事を楽しむことができる工夫をしている。	保 61	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-④	子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	保 62	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-⑤	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	保 63	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-⑥	アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て適切な対応を行っている。	保 64	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2) 保育環境が適切に整備されている。			
Ⅲ-5-(2)-①	子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保 65	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-②	生活の場に相応しい環境とする取組を行っている。	保 66	Ⓐ ・ b ・ c

Ⅲ-5-(3) 保育内容が適切に行われている。			
Ⅲ-5-(3)-①	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	保 67	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-②	基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対処している。	保 68	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-③	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	保 69	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-④	身近な自然や社会と関われるような取組がなされている。	保 70	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑤	さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	保 71	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑥	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮されている。	保 72	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑦	子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮している。	保 73	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑧	性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。	保 74	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑨	乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 75	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑩	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 76	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑪	障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 77	a ・ Ⓑ ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑫	一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を考慮しながら行っている。	保 78	非該当
Ⅲ-5-(4) 入所児童の保護者の育児支援が適切に行われている。			
Ⅲ-5-(4)-①	一人ひとりの保護者と、日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。	保 79	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(4)-②	家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	保 80	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(4)-③	虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに保育所長まで届く体制になっている。	保 81	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(4)-④	虐待を受けていると疑われている子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。	保 82	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

適切な福祉サービスの実施については、各サービスに基づいたマニュアルを作成し、職員で共有し、利用者の側面に沿ったサービス内容を提供している。

保育環境の工夫、近隣への散歩、運動やリズム表現遊びを生かした保育活動や社会体験活動、また、自由な表現活動等子どもの生活体験を広げる取り組みを行っている。また、統合保育の中で子ども同士の関わりを大切に、遊びや生活の中で十分に自己発揮ができるようにしている。

統合保育をする中で、それぞれの発達や発達課題と保育の内容の妥当性を図ること願いたい。

“五感を通じた体験を子ども達に伝えたい”とする保育の真念を抛り所に、子どもが自発的に活動できる環境のあり方や身近な社会との関わりがより広がるよう、継続的な保育の取組をしていくことを期待したい。